

令和4年度  
一般財団法人神戸市学校給食会  
事業概要

教育委員会

# 目 次

	頁
I 給食会設立の趣旨 .....	1
II 給食会の概要 .....	1
1 名称 .....	1
2 所在地 .....	1
3 設立年月日 .....	1
4 基本財産 .....	1
III 給食会の機構 .....	2
1 機構 .....	2
2 職員数 .....	2
3 評議員・役員 .....	3
IV 定款 .....	4
V 令和3年度事業報告 .....	1 2
1 事業報告 .....	1 2
2 事業別収支計算書 .....	1 4
3 正味財産増減計算書 .....	1 5
4 貸借対照表 .....	1 6
5 財産目録 .....	1 7
6 事業別収入明細書 .....	1 8
7 事業別支出明細書 .....	1 9
VI 令和4年度事業計画 .....	2 0
1 事業計画 .....	2 0
2 事業別収支予算書 .....	2 3
3 予定正味財産増減計算書 .....	2 4
4 予定貸借対照表 .....	2 5
5 事業別予定収入明細書 .....	2 6
6 事業別予定支出明細書 .....	2 7
VII 令和3年度主要事業計画・実績比較 .....	2 8

## I 給食会設立の趣旨

当会は、平成 30 年 5 月 10 日、学校給食の食材調達事業の実施体制の強化及び学校給食の食育事業の支援強化を図るため、学校給食に特化した外郭団体として設立されました。

平成 30 年 9 月に「公益財団法人神戸市スポーツ教育協会」より事業の移管を受け、神戸市立の義務教育諸学校の給食において、安全で良質な食材の調達、食育の推進及び地産地消の推進に関する事業を行い、もって児童生徒の心身の健全な育成に寄与します。

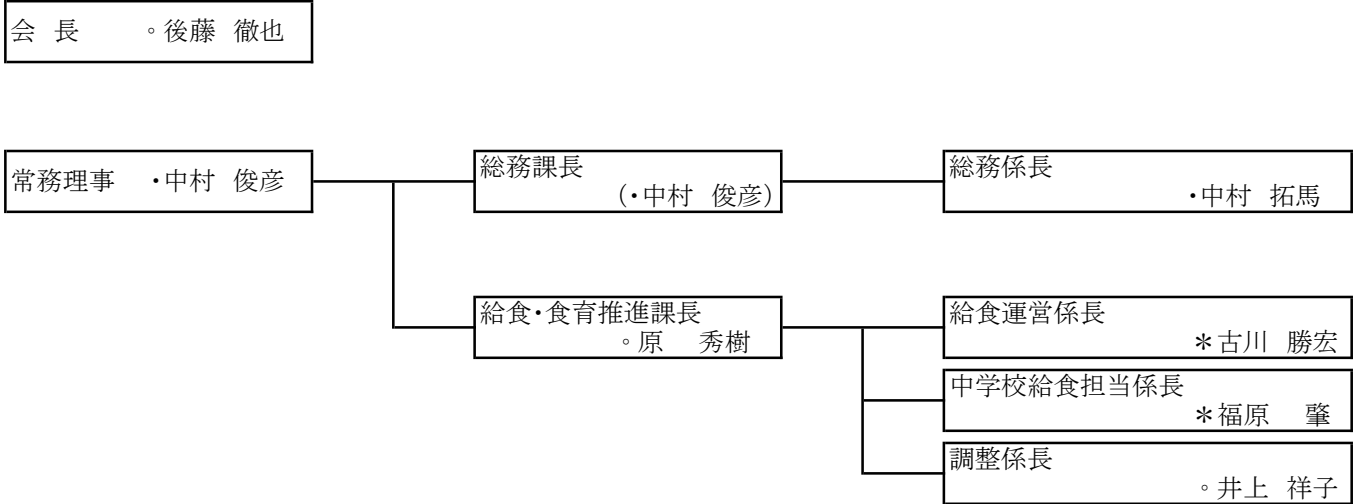
## II 給食会の概要

- |         |                                             |
|---------|---------------------------------------------|
| 1 名 称   | 一般財団法人神戸市学校給食会                              |
| 2 所 在 地 | 神戸市中央区浜辺通 5 丁目 1 番 14 号 (神戸商工貿易センタービル 10 階) |
| 3 設立年月日 | 平成 30 年 5 月 10 日                            |
| 4 基本財産  | 3,000 千円 (出捐：神戸市 100%)                      |

### Ⅲ 給食会の機構

(令和4年7月1日現在)

#### 1 機構



・印は本市職員及び本市派遣職員

\*印は本市派遣職員(再任用)

◦印は本市退職職員

#### 2 職員数(役員を除く)

所属	課長	係長	係員	合計
総務課	0 ※1	1(1)	1	2(1)
給食・食育推進課	1	3(2)	1	5(2)
合計	1	4(3)	2	7(3)

・( )内は市派遣職員数内書

・臨時職員を除く

※1 総務課長は常務理事が兼ねているため、職員数には含みません。

### 3 評議員・役員

#### (1) 評議員

(五十音順)

	氏 名	役 職 等
1	金 井 美 智 子	弁護士
2	西 川 貴 子	神戸女子短期大学名誉教授 NPO法人食ネット理事長
3	西 村 順 二	甲南大学経営学部教授
4	山 本 正 実	元神戸市教育委員会委員
5	吉 村 直 朗	神戸市PTA協議会会長

#### (2) 役員(理事・監事)

(役職, 五十音順)

	役職	氏 名	団 体 役 職 等
1	会長◎	後 藤 徹 也	
2	常務理事	中 村 俊 彦	神戸市教育委員会事務局担当部長
3	理事	竹 森 永 敏	神戸市教育委員会事務局学校支援部長
4	理事	田 中 浩 一	神戸市立中学校長
5	理事	椿 野 智 弘	神戸市経済観光局副局長
6	理事	中 山 裕 介	神戸市健康局副局長
7	理事	山 田 光	神戸市立小学校長
8	監事	谷 木 祐 介	谷木公認会計士事務所 公認会計士

◎ 代表理事

## IV 一般財団法人 神戸市学校給食会定款

### 第 1 章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人神戸市学校給食会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

### 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市立の義務教育諸学校の給食において、安全で良質な食材の調達、食育の推進及び地産地消の推進に関する事業を行い、もって児童生徒の心身の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)安全で良質な学校給食の食材の安定的な調達に関する事業
- (2)学校給食における食育の推進、地産地消の推進に関する事業
- (3)食材、地産地消及び食育についての情報発信に関する事業
- (4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市において行うものとする。

### 第 3 章 資産及び会計

(財産の抛出及びその価額)

第5条 この法人の設立に際して、設立者は、別表に掲げる設立者抛出財産目録に記載された財産を、この法人のために抛出する。

(基本財産)

第6条 前条の財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。なお、基本財産である現金は理事会の議決を経て定期預金等とするなど確実な方法により、会長（第 21 条に規定する会長をいう。以下同じ。）が保管する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)正味財産増減計算書

(5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

- イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ウ 当該評議員の使用人
- エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
- カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア)国の機関

(イ)地方公共団体

(ウ)独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ)国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(カ)地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(キ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）



第13条 評議員に対して、各年度の総額が 400,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

## 第 5 章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1)理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2)理事及び監事の報酬等の額
- (3)評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4)貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5)財産目録の承認
- (6)定款の変更
- (7)残余財産の処分
- (8)基本財産の処分又は除外の承認
- (9)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1)監事の解任
- (2)評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3)定款の変更
- (4)基本財産の処分又は除外の承認

(5)その他法令又はこの定款で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に署名押印する。

## 第 6 章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 3 名以上 10 名以内
- (2)監事 2 名以内

- 2 理事のうち 1 名を会長、1 名を常務理事とする。
- 3 第 2 項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、この法人の業務を執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、

又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

- 4 監事は前項の報告をするため、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第28条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

3 会長が欠けたとき又は、事故があるときは、出席した理事及び監事の全員が、第 1 項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 10 章 補則

(委任)

第39条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長 が別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立者は次に掲げる者とする。  
設立者 神戸市
- 2 この定款は、法人成立の日から施行する。
- 3 この法人の設立時会長及び設立時常務理事は、次に掲げる者とする。  
(略)
- 4 この法人の設立時評議員は次に掲げる者とする。  
(略)
- 5 この法人の設立時役員は次に掲げる者とする。  
(略)
- 6 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(別表)

設立者拠出財産目録

基本財産

拠出財産の種別	価格
現金	3,000,000 円

## V 令和3年度 事業報告

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

### 1 事業報告

当会では、定款第4条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる事業を実施した。

- ・安全で良質な学校給食の食材の安定的な調達に関する事業（同項第1号）
- ・学校給食における食育の推進、地産地消の推進に関する事業（同項第2号）
- ・食材、地産地消及び食育についての情報発信に関する事業（同項第3号）

#### (1) 学校給食用食材調達事業

教育委員会事務局作成の給食献立に基づき、実施日毎の給食人員を確認のうえ納入数量を算出し、安全で良質な食材を納入業者から廉価で安定的に調達し、学校、共同調理場及び民間調理事業者に納品した。(※副食(おかず)食材を調達。主食(パン・米飯)、牛乳は教育委員会事務局が調達。)

##### ア 学校給食用の食材の供給

(ア) 小学校及び義務教育学校(前期課程)、特別支援学校

学校数：169校 対象人数：80,820人

献立回数：187回(年間給食数 14,800,314食)

(イ) 中学校及び義務教育学校(後期課程)

学校数：82校 対象人数：34,073人

献立回数：192回(年間給食数 2,505,000食)

##### イ 食材の安全管理

(ア) 理化学的検査・細菌学的検査 定例検査延 254品目・822項目/年

(イ) 放射性物質検査 加工品/6検体/年(牛肉スライス2検体・冷凍液卵4検体)

(ウ) 残留農薬検査 生鮮野菜・冷凍野菜/25品目/年・205項目/食品

除草剤グリホサート検査(チンゲンサイ・ほうれん草・キャベツ)

(エ) 製造工場等への立ち入り調査 11工場/年、フォロー指導 3工場/年

(オ) リスク管理機能強化対策 当会職員向けに「HACCP(ハサップ)の考え方を取り入れた衛生管理」についての研修会を実施。

##### ウ 給食中止による不用食材の食材補償及び食品ロス対策

(ア) 食材補償 14,361,679円

新型コロナウイルス感染症や気象警報発表などによる全校臨時休業等に伴う給食中止で、転用できずに廃棄せざるを得なくなった不用食材について、納入業者に対し食材補償を行った。

(イ) 食品ロス対策 95団体 5,662,217円

新型コロナウイルス感染症や気象警報発表などによる全校臨時休業等に伴う給食中止で、転用できずに廃棄せざるを得なくなった不用食材の一部を、フードバンク、こども食堂、老人福祉施設連盟等へ寄付を行った。

## (2) 食育・地産地消推進事業

### ア 食育支援事業

#### (ア) 神戸っ子農業体験事業「ル\*ル\*ルプログラム」

神戸市の「こうべ給食畑推進事業」に参画する北区・西区の農業生産者・J A・経済観光局との協働で、小学生等を対象に農業体験事業を実施した。(令和3年度 3校 128人参加)

#### (イ) 「神戸っ子食育応援団プログラム」—企業等の食育プログラムを紹介

学校給食に食材を提供する登録企業及び関連企業の食育プログラムを冊子にまとめ、学校に情報提供することで、公民連携により学校での食育を支援した。(令和3年度 出前授業40校、オンライン社会科見学プログラム25校参加)

令和3年度は新たに、北学校給食共同調理場の見学「ぼく・わたしが食べる給食をおっかけよう」を1校で実施。また、理研ビタミン株式会社によるオンライン授業「わかめ学習」を1校で実施した。

#### (ウ) 「神戸っ子おにぎりプログラム」

地元産の食材(市内産の米と兵庫県産の海苔)を使用して、地域から外部講師も招き、日本の伝統食であるおにぎりづくりを行う事業を実施した。防災・孤食等の課題を学ぶことにもつながった。(令和3年度 16校 1,240人参加)

#### (エ) 「神戸っ子みそづくりプログラム」

兵庫六甲J A神戸北女性会との協働で小学3年生「すがたをかえるだいでず」の学習から、さらに広く「食」に関する多様な知識の習得や経験ができるよう「みそづくり」を実施した。(令和3年度 5校 217人参加)

#### (オ) 「神戸っ子SDGsプログラム」

スイートコーン生産者、J A、建設局下水道部との協働で小学4年生を対象に、「こうべハーベスト」(下水中から効率的に回収したリンを使った環境にやさしい地球循環型肥料)で育てたスイートコーンの収穫体験・出前授業を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で収穫体験は中止し、出前授業のみ実施した。(令和3年度 1校 46人参加)

### イ 地産地消推進事業

#### (ア) 小学校及び義務教育学校(前期課程)、特別支援学校

市内産生鮮野菜使用量 180.6トン / 1,304トン(全体)  
(使用割合 13.8パーセント)

#### (イ) 中学校及び義務教育学校(後期課程)

市内産生鮮野菜使用量 22.4トン / 182.3トン(全体)  
(使用割合 12.3パーセント)

※(ア)、(イ)いずれも、米については市内産を100パーセント使用

#### (ウ) 学校給食用「地産地消加工品」の開発

企業(登録納入事業者等)、農業生産者、J A等との協働で、市内産野菜を活用した加工品を開発し学校給食に提供することで、食育・地産地消を推進するとともに、地域経済の活性化等に貢献した。令和3年度は、神戸産野菜を使用した加工品として、神戸産たまねぎを使った鶏つくねと神戸産野菜(たまねぎ・キャベツ・小松菜・にら)を使ったチキン焼売を中学校給食で提供した。また、神戸いちじくジャムを中学校給食アイディアメニュー「いちじくジャムのポークソテー」に使用した。

## (3) 情報発信

ホームページその他の媒体により、学校給食用の食材、食品検査結果等の安全対策とともに、地産地消や食育の取り組み等に関する事業内容の紹介を充実するなど、情報発信の強化を図った。

## 2 事業別収支計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（単位：円）

収益の部		費用の部	
事業	金額	事業	金額
経常収益の部	4,768,250,640	経常費用の部	4,768,307,740
給食・食育推進事業会計	4,753,550,900	給食・食育推進事業会計	4,753,550,900
学校給食用食材調達事業	4,752,310,914	学校給食用食材調達事業	4,752,310,914
食育・地産地消推進事業	1,239,986	食育・地産地消推進事業	1,239,986
法人会計	14,699,740	法人会計	14,756,840
経常外収益の部	0	経常外費用の部	0
収益合計	4,768,250,640	費用合計	4,768,307,740
		税引前当期一般正味財産増減額 (A)	△57,100
※ 神戸市からの収入		法人税・住民税及び事業税 (B)	△57,100
・ 負担金 346,657千円		当期一般正味財産増減額 (A)-(B)	0

<参考>給食事業収支 別表

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（単位：円）

収益の部		費用の部	
小学校給食等	金額	小学校給食等	金額
事業収入	3,988,459,867	人件費	27,540,105
負担金収入	36,511,296	物件費	3,926,225,570
その他収入	209,846	減価償却費	765,650
前受金への充当(D)	△70,649,684		
当期収入合計	3,954,531,325	当期支出合計	3,954,531,325

中学校給食等	金額	中学校給食等	金額
事業収入	750,885,467	人件費	3,334,432
負担金収入	295,138,547	物件費	794,445,157
その他収入	0	減価償却費	0
前受金への充当(F)	△248,244,425		
当期収入合計	797,779,589	当期支出合計	797,779,589

学校給食用食材調達事業収益合計	4,752,310,914	学校給食用食材調達事業費用合計	4,752,310,914
-----------------	---------------	-----------------	---------------

<参考>前受金の状況

小学校給食等	金額	中学校給食等	金額
平成30年度末前受金残高(C) (平成31年3月31日現在)	143,353,000	平成30年度末前受金残高(G) (平成31年3月31日現在)	43,731,345
令和元年度末前受金残高(D) (令和2年3月31日現在)	217,057,985	令和元年度末前受金残高(H) (令和2年3月31日現在)	87,973,928
前受金残高増減額(D)-(C)	73,704,985	前受金残高増減額(H)-(G)	44,242,583
令和2年度末前受金残高(E) (令和3年3月31日現在)	152,127,459	令和2年度末前受金残高(I) (令和3年3月31日現在)	158,604,616
前受金残高増減額(E)-(D)	△64,930,526	前受金残高増減額(I)-(H)	70,630,688
令和3年度末前受金残高(F) (令和4年3月31日現在)	70,649,684	令和3年度末前受金残高(J) (令和4年3月31日現在)	248,244,425
前受金残高増減額(F)-(E)	△81,477,775	前受金残高増減額(J)-(I)	89,639,809



### 3 正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（単位：円）

科目	金額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	60	
事業収益	4,420,451,225	
受取負担金	347,589,509	
雑収益	209,846	
経常収益 計		4,768,250,640
(2) 経常費用		
事業費	4,753,550,900	
管理費	14,756,840	
経常費用 計		4,768,307,740
当期経常増減額		△ 57,100
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	0	
経常外収益 計		0
(2) 経常外費用	0	
経常外費用 計		0
当期経常外増減額		0
税引前当期一般正味財産増減額		△ 57,100
法人税、住民税及び事業税		△ 57,100
当期一般正味財産増減額		0
一般正味財産期首残高		0
一般正味財産期末残高		0
II 指定正味財産増減の部		
一般正味財産への振替額		△ 932,217
当期指定正味財産増減額		△ 932,217
指定正味財産期首残高		5,403,039
指定正味財産期末残高		4,470,822
当期正味財産増減額		△ 932,217
正味財産期首残高		5,403,039
III 正味財産期末残高		4,470,822

#### 4 貸借対照表

令和4年3月31日現在(単位:円)

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	680,333,372	未払金	529,654,473
未収金	167,257,105	前受金	318,894,109
前払費用	1,113,921	預り金	155,816
流動資産合計	848,704,398	流動負債合計	848,704,398
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1)基本財産		退職給付引当金	2,220,422
預金	3,000,000	固定負債合計	2,220,422
基本財産合計	3,000,000	負債合計	850,924,820
(2)特定資産		III 正味財産の部	
退職給付引当資産	2,220,422	1. 指定正味財産	
什器備品	843,105	出捐金	3,000,000
保証金	150,000	(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)
ソフトウェア	477,717	受取負担金	1,470,822
特定資産合計	3,691,244	指定正味財産合計額	4,470,822
固定資産合計	6,691,244	2. 一般正味財産	0
		正味財産合計	4,470,822
資産合計	855,395,642	負債及び正味財産合計	855,395,642

(特定資産)

什器備品減価償却累計額 3,267,877

5 財産目録

令和4年3月31日現在（単位：円）

科目	金額	科目	金額
<b>I 資産の部</b>		<b>II 負債の部</b>	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金		未払金	
小口現金等	4,559	給食食材費等	529,654,473
普通預貯金		前受金	
三井住友・みなと・ゆうちょ銀行等	680,328,813	学校納付金前受金	318,894,109
未収金（学校給食費等）	167,257,105	預り金	
		所得税・市県民税等	155,816
前払費用（4年度保険料等）	1,113,921	流動負債合計	848,704,398
流動資産合計	848,704,398	2. 固定負債	
2. 固定資産		退職給付引当金	2,220,422
(1) 基本財産		固定負債合計	2,220,422
定期預金		負債合計	850,924,820
三井住友銀行	3,000,000	<b>III 正味財産の部</b>	4,470,822
基本財産合計	3,000,000		
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	2,220,422		
什器備品	843,105		
保証金	150,000		
ソフトウェア	477,717		
特定資産合計	3,691,244		
固定資産合計	6,691,244		
資産合計	855,395,642		

## 6 事業別収入明細書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（単位：円）

		内訳		
事業	合計	事業収入	負担金・ 補助金収入	その他収入
経常増減の部	4,768,250,640	4,420,451,225	347,589,509	209,906
給食・食育推進事業会計	4,753,550,900	4,420,451,225	332,889,829	209,846
学校給食用食材調達事業	4,752,310,914	4,420,451,225	331,649,843	209,846
食育・地産地消推進事業	1,239,986	0	1,239,986	0
法人会計	14,699,740	0	14,699,680	60
総務・法人管理	14,699,740	0	14,699,680	60
経常外増減の部	0	0	0	0
当期収入合計	4,768,250,640	4,420,451,225	347,589,509	209,906

## 7 事業別支出明細書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（単位：円）

		内訳		
事業	合計	人件費	物件費	減価償却費
経常増減の部	4,768,307,740	39,216,005	4,728,159,518	932,217
給食・食育推進事業会計	4,753,550,900	30,874,537	4,721,910,713	765,650
学校給食用食材調達事業	4,752,310,914	30,874,537	4,720,670,727	765,650
食育・地産地消推進事業	1,239,986	0	1,239,986	0
法人会計	14,756,840	8,341,468	6,248,805	166,567
総務・法人管理	14,756,840	8,341,468	6,248,805	166,567
経常外増減の部	0	0	0	0
小計（税引前当期支出額）	4,768,307,740	39,216,005	4,728,159,518	932,217
法人税・住民税及び事業税	△57,100	0	△57,100	0
当期支出合計	4,768,250,640	39,216,005	4,728,102,418	932,217

## Ⅵ 令和4年度 事業計画 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

### 1 事業計画

当会では、定款第4条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる事業を実施する。

- ・安全で良質な学校給食の食材の安定的な調達に関する事業（同項第1号）
- ・学校給食における食育の推進、地産地消の推進に関する事業（同項第2号）
- ・食材、地産地消及び食育についての情報発信に関する事業（同項第3号）

#### (1) 学校給食用食材調達事業

安全で良質な学校給食用の食材の供給及び食品検査を実施する。（※副食（おかず）食材を調達。主食（パン・米飯）、牛乳は教育委員会事務局が調達。）

##### ア 学校給食用の食材の供給

(ア) 小学校及び義務教育学校（前期課程）、特別支援学校

学校数：169校 対象人数：80,820人

配送先：小学校、義務教育学校（前期課程）、特別支援学校、学校給食共同調理場（2施設）

(イ) 中学校及び義務教育学校（後期課程）

学校数：82校 対象人数：36,300人

配送先：教育委員会事務局委託の民間調理施設

##### イ 食材の安全管理

(ア) 理化学的検査・細菌学的検査

納入される給食用副食食材の安全性と食品内容の適正を期するため、小学校等への納入時にその一部を収去し、理化学的検査・細菌学的検査を実施する。

(イ) 放射性物質検査

食材への安心を確保するために、神戸市と連携し放射性物質検査を行う。

(ウ) 残留農薬検査

生鮮野菜や冷凍野菜について残留農薬検査（グリホサート検査含む）を行う。

(エ) 製造工場等への立ち入り調査

厚生労働省登録検査機関とともに食品工場等へ立ち入り、衛生状況の調査や指導を行う。食品衛生管理体制が脆弱な事業者を中心に、工場調査実施後の改善状況の確認指導も行う。

(オ) 衛生講習会の実施

登録納入業者を対象に、衛生講習会及び意見交換会を年3回程度開催する。

(カ) 食品衛生管理に関する専門的な指導及びアドバイス

厚生労働省登録検査機関に委託し、近年高度化する衛生管理に関する様々な問題に対し、専門的な指導及びアドバイスを得られる体制を充実させる。

##### ウ 不用食材譲渡に係る情報提供の実施（食品ロス対策）

気象警報発表や感染症流行等などによる全校臨時休業等に伴う給食中止で、転用できずに廃棄せざるを得なくなった不用食材の一部を、フードバンクや社会福祉法人を通じてこども食堂等の利用者の給食として活用してもらうため、市内社会福祉法人等に不用食材に係る情報提供をし、これらに食材を無償で譲渡する取り組みを実施する。

## (2) 食育・地産地消推進事業

### ア 食育支援事業

未来を担う子供達に多様な経験の機会を提供するため、教育委員会事務局、経済観光局と連携し、学校と企業、農業生産者、J A、地域等をつなぎ、協働で学校給食を通じた各種食育事業を推進することにより、学校の食育を支援する。

#### (ア) 「神戸っ子農業体験ル\*ル\*ルプログラム」

神戸市の「こうべ給食畑推進事業」に参画する北区、西区の農業生産者、J A、経済観光局との協働で、小学生等を対象に農業体験事業を実施する。

#### (イ) 「神戸っ子食育応援団プログラム」—企業等の食育プログラムを紹介

学校給食に食材を提供する登録業者及び関連企業の食育プログラムをホームページに掲載し、学校に情報提供することで、企業との協働で学校の食育を支援する。

#### (ウ) 「神戸っ子食育応援団プログラム」(オンライン社会科見学)

子供の心と体の健康支援を重点課題とする学校給食関連企業と連携し、オンラインを活用した、リアルタイムで学年、参加人数を問わない工場の生産ライン社会科見学を実施する。

#### (エ) 「神戸っ子みそづくりプログラム」

兵庫六甲 J A 神戸北女性会の指導のもと、子供達が、みそづくりを体験することで地産地消の大切さを学び、加えて、希望する学校には、地域の歴史や産業、人々の働き方など、豊かで多様な神戸の魅力も体験できる機会を提供する。

#### (オ) 「神戸っ子 SDGs プログラム」

神戸市、J A、企業等が進める「KOBE ハーベストプロジェクト」と協働で、再生リン配合肥料「こうべハーベスト」を使用し育てられたスイートコーンの収穫体験など、循環型社会について学ぶ機会を提供する。

#### (カ) 「神戸っ子おにぎりプログラム」

市内産の米と兵庫県産の海苔を使用し、日本の伝統食であるおにぎりづくりを行う機会を提供する。併せて、外部講師(農業生産者等)の紹介も行う。

### イ 地産地消の推進

北区、西区に有数の農業地帯を有する神戸市の恵まれた条件をいかし、学校給食への「こうべ旬菜」や市内産野菜等の優先利用や、神戸市の「こうべ給食畑推進事業」等との連携により、地産地消を推進する。

#### (ア) 市内産野菜の優先使用

食材には、「こうべ旬菜」をはじめ市内産野菜等を優先使用し、市内産野菜の使用率 20%を目標として、地産地消を推進する。(米は小学校・中学校給食とも全量市内産を使用。)

#### (イ) 利用推進会議への参画

神戸市の学校給食における「こうべ旬菜」等の利用推進会議に参画し、参加機関等との連携のもと、学校給食への市内産野菜等の積極的な使用に向けた具体的な方策を検討することにより地産地消の推進を図る。

#### (ウ) 学校給食用「地産地消加工品」の開発

農業生産者、J A 兵庫六甲、企業、神戸市との協働で市内産野菜や果物を使用した給食用加工品を開発し学校給食に使用することで、地産地消を推進するとともに地域産業の活性化に貢献する。また、大きさ等で使用が困難な規格外品を給食用加工品に活用することで、食品ロス削減にも貢献する。令和4年度は、新た

に「兵庫県産トマトジュース」と「神戸市産しらすぼし」を提供予定。

**(3) 情報発信**

ホームページその他の媒体により、学校給食用食材の地産地消、食育の取り組み等を紹介することで、神戸の学校給食の魅力発信に努める。また、食材の産地や、微生物、放射性物質等の検査の結果等安全管理面についても情報提供を行う。



## 2 事業別収支予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（単位：千円）

収益の部		費用の部	
事業	金額	事業	金額
給食・食育推進事業会計	4,754,540	給食・食育推進事業会計	4,754,540
学校給食推進事業	4,751,632	学校給食推進事業	4,751,632
食育・地産地消推進事業	2,908	食育・地産地消推進事業	2,908
法人会計	29,731	法人会計	29,731
総務・法人管理	29,731	総務・法人管理	29,731
収益合計	4,784,271	費用合計	4,784,271
		税引前当期一般正味財産増減額 (A)	0
※ 神戸市からの収入		法人税・住民税及び事業税 (B)	0
・ 負担金                   396,691千円		当期一般正味財産増減額 (A)-(B)	0

### 3 予定正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（単位：千円）

科目	金額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
事業収益	4,386,735	
受取負担金	397,536	
経常収益 計		4,784,271
(2) 経常費用		
事業費	4,754,540	
管理費	29,731	
経常費用 計		4,784,271
当期経常増減額		0
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	0	
経常外収益 計		0
(2) 経常外費用	0	
経常外費用 計		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額		0
一般正味財産期首残高		0
一般正味財産期末残高		0
II 指定正味財産増減の部		
受取負担金		0
一般正味財産への振替額		△ 845
当期指定正味財産増減額		△ 845
指定正味財産期首残高		4,471
指定正味財産期末残高		3,626
当期正味財産増減額		△ 845
正味財産期首残高		4,471
III 正味財産期末残高		3,626

#### 4 予定貸借対照表

令和5年3月31日現在(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
<b>I 資産の部</b>		<b>II 負債の部</b>	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	680,333	未払金	529,654
未収金	167,257	前受金	318,894
前払費用	1,114	預り金	156
流動資産合計	848,704	流動負債合計	848,704
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1)基本財産		退職給付引当金	3,831
預金	3,000	固定負債合計	3,831
基本財産合計	3,000	負債合計	852,535
(2)特定資産		<b>III 正味財産の部</b>	
退職給付引当資産	3,831	1. 指定正味財産	
什器備品	336	出捐金	3,000
保証金	150	(うち基本財産への充当額)	(3,000)
ソフトウェア	140	受取負担金	626
特定資産合計	4,457	指定正味財産合計額	3,626
固定資産合計	7,457	2. 一般正味財産	0
		正味財産合計	3,626
資産合計	856,161	負債及び正味財産合計	856,161

(特定資産)

什器備品減価償却累計額 3,775

## 5 事業別予定収入明細書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（単位：千円）

		内訳		
事業	合計	事業収入	負担金・ 補助金収入	その他収入
経常増減の部	4,784,271	4,386,735	397,536	0
給食・食育推進事業会計	4,754,540	4,386,735	367,805	0
学校給食推進事業	4,751,632	4,386,735	364,897	0
食育・地産地消推進事業	2,908	0	2,908	0
法人会計	29,731	0	29,731	0
経常外増減の部	0	0	0	0
当期収入合計	4,784,271	4,386,735	397,536	0

## 6 事業別予定支出明細書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（単位：千円）

		内訳		
事業	合計	人件費	物件費	減価償却費
経常増減の部	4,784,271	48,972	4,734,454	845
給食・食育推進事業会計	4,754,540	32,026	4,721,819	695
学校給食推進事業	4,751,632	32,026	4,718,911	695
食育・地産地消推進事業	2,908	0	2,908	0
法人会計	29,731	16,946	12,635	150
経常外増減の部	0	0	0	0
小計（税引前当期支出額）	4,784,271	48,972	4,734,454	845
法人税・住民税及び事業税	0	0	0	0
当期支出合計	4,784,271	48,972	4,734,454	845

## Ⅶ 令和3年度主要事業計画・実績比較

(単位：千円)

事業名	事業計画	実績	備考
給食・食育推進事業会計	4,799,657	4,753,551	
学校給食用食材調達事業	4,796,749	4,752,311	
食育・地産地消推進事業	2,908	1,240	
法人会計	16,998	14,757	
総務・法人管理	16,998	14,757	